

邑楽町耐震改修促進計画（案）

（2026－2030）

令和8年4月

はじめに

邑楽町では、平成 21 年 3 月に「邑楽町耐震改修促進計画」（以下「本計画」）を策定し、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月、令和 3 年 4 月に改定しました。これらの計画の中では、令和 7 年度末までに住宅の耐震化率を 85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を 100%にすることを目標に掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む住宅は目標を達成した一方で、多数の者が利用する建築物の目標達成には至りませんでした。

こうした中、近年では東日本大震災（平成 23 年 3 月）をはじめ、熊本地震（平成 28 年 4 月）、大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）、能登半島地震（令和 6 年 1 月）等による甚大な被害が発生しているほか、南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されるなど、地震対策の緊急性がより一層高まってきています。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることが目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国の基本指針や想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた新たな目標を定めます。目標達成に向けて必要となる住宅や建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策展開を図るために計画を改定するものです。

目 次

第1章 計画の目的	- 1 -
1 計画の目的	- 1 -
2 基本方針	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 計画期間	- 3 -
5 本計画の対象物件	- 3 -
第2章 計画の背景	- 5 -
1 大震災等からの教訓	- 5 -
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）	- 5 -
(2) 熊本地震（平成28年4月）	- 6 -
(3) 大阪府北部地震（平成30年6月）	- 7 -
(4) 能登半島地震（令和6年1月）	- 8 -
2 耐震改修促進法の改正	- 9 -
3 本改正の背景	- 9 -
第3章 地震被害の想定	- 10 -
1 過去の地震被害	- 10 -
2 県内の活断層	- 11 -
3 地震動の予測	- 13 -
4 邑楽町の地震被害想定	- 14 -
(1) 本町の被害概要（震度及び液状化）	- 14 -
(2) 物的・人的被害等の予測結果	- 15 -
第4章 耐震化の現状と目標	- 16 -
1 住宅の耐震化	- 16 -
(1) 住宅の耐震化の現状	- 16 -
(2) 住宅の耐震化の目標	- 17 -
2 多数の者が利用する建築物の耐震化	- 18 -
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	- 18 -
多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	- 20 -
3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	- 21 -
(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状	- 21 -
(2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標	- 23 -
第5章 建築物の耐震化促進施策	- 24 -
1 住宅の耐震化の促進	- 24 -
(1) 確実な普及・啓発	- 24 -
(2) 耐震改修の支援	- 25 -
(3) 建替え・除却の促進	- 25 -
(4) 専門家や事業者の人材育成等の促進	- 25 -
(5) リフォームに併せた耐震改修の促進	- 25 -
(6) アクションプログラムによる進捗状況の把握と適切な施策の実施	- 25 -

2	住宅の減災化の促進.....	- 26 -
	（1） 住む人に合った耐震改修.....	- 26 -
3	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進.....	- 26 -
	（1） 確実な普及・啓発.....	- 26 -
4	公共建築物の耐震化の促進.....	- 27 -
	（1） 既存耐震不適格建築物の耐震化の促進.....	- 27 -
	（2） ブロック塀の耐震化の促進.....	- 27 -
5	緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進.....	- 27 -
6	空き家の耐震化.....	- 28 -
	（1） 空き家の増加.....	- 28 -
	（2） 空き家の施策との連携.....	- 28 -
7	ブロック塀等の耐震化等.....	- 28 -
	（1） ブロック塀の危険性と安全点検ポイントの周知徹底.....	- 28 -
	（2） 安全パトロールの実施.....	- 29 -
8	その他の安全対策.....	- 29 -
	（1） エレベーター等の防災対策.....	- 29 -
	（2） 天井等の非構造部材の脱落対策.....	- 29 -
	（3） 県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等への協力.....	- 29 -
第6章	建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり.....	- 30 -
1	県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担.....	- 30 -
	（1） 基本的考え方.....	- 30 -
	（2） 役割分担.....	- 31 -
	（3） 県との連携強化.....	- 32 -
	（4） 自治会等地域活動の支援.....	- 32 -

第1章 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的とし、国の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組めます。

地震による建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守る。

2 基本方針

国の基本方針では、令和7年の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の一部改正に伴い、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和12年までに、住宅を令和17年までに概ね解消することを目標としています。

このことを踏まえ、本計画では地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

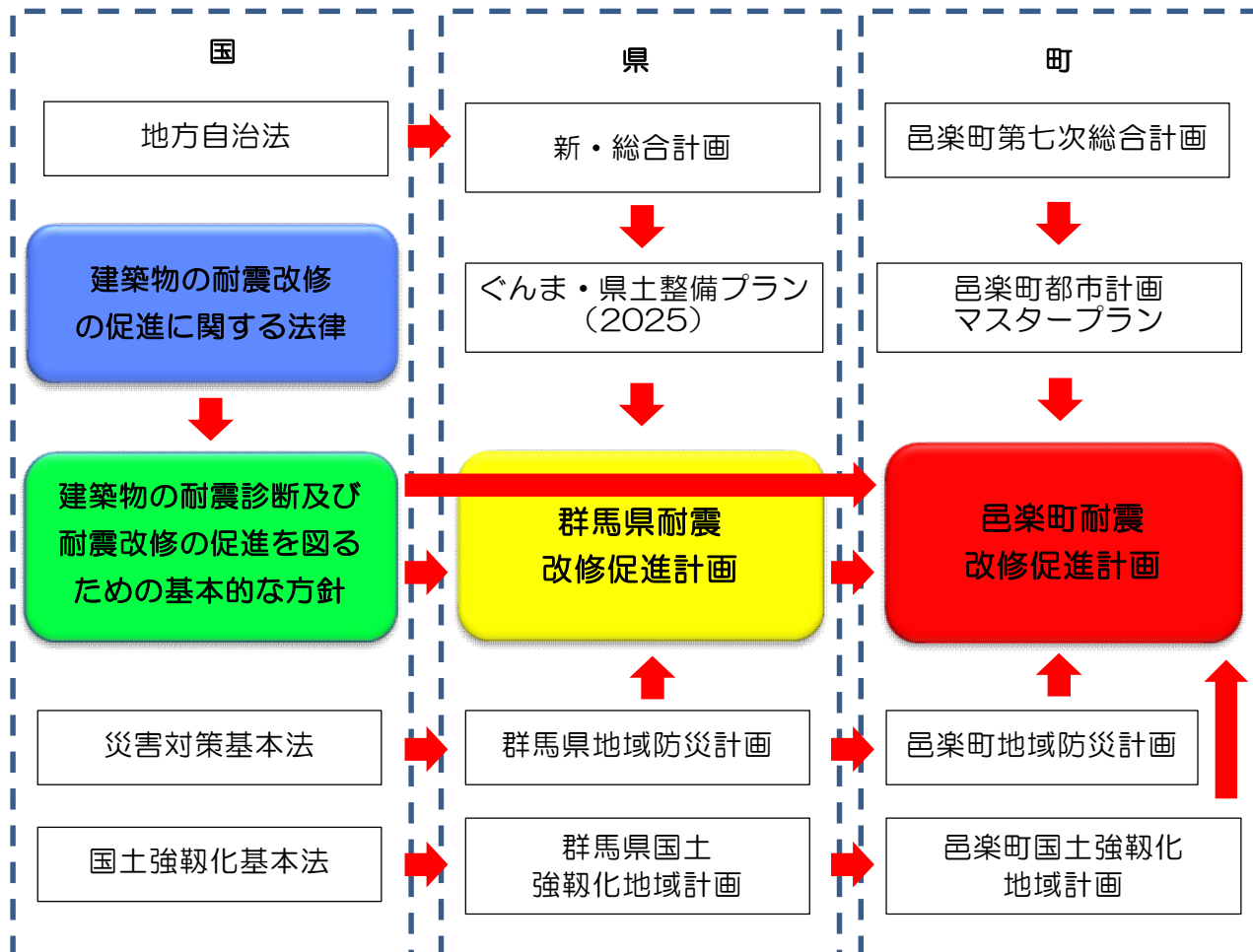
①ターゲット（住宅の所有者等）を定め、ターゲット毎に効果的な普及啓発と支援を行います。

②プレイヤー（建築士や施工者）や地域の力を十分に発揮できる環境整備を図ります。

3 計画の位置づけ

県において、令和8年4月に「群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）」（以下：県計画）が改定されました。県計画の改定を踏まえ、本計画は「邑楽町第七次総合計画」及び「邑楽町国土強靱化計画」との整合性を図り、本計画を改定します。

図1-1 本計画位置づけのイメージ



第 1 章 計画の目的

4 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

5 本計画の対象建築物

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

表 1 - 1 本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物*	次に示す一定の規模以上の建築物（詳細は次ページ特定既存耐震不適格建築物一覧表）の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	法第 14 条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務づけ対象建築物	公共公益性が高いこと、倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	
	要緊急安全確認大規模建築物 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模のもの ・一定以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物 沿道建築物 防災拠点 ・県又は市町村が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物 ・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	法第 7 条に定める要安全確認計画記載建築物
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進します。	国・県有を除く

※ 1：特定既存耐震不適格建築物…次ページの表 1 - 2 に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物

※ 2：耐震診断義務づけ対象建築物…次ページの表 1 - 2 に定められた要件（耐震診断義務づけ対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手したもの

第1章 計画の目的

表1-2 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示*対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法第7条・法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物 (法第14条第2号)				
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第14条第3号)		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

要緊安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要安全確認計画記載建築物（法第7条）

*耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示
 ※太線内は多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

第2章 計画の背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及び住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者数の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人^{※1}を超え、全壊した住宅は12万4千戸^{※1}、半壊した住宅が27万5千戸^{※1}でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{※2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

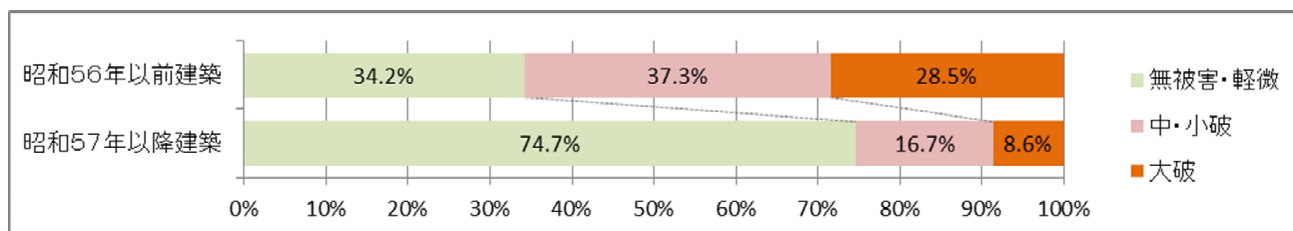
※2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

表2-1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

図2-1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

(2) 熊本地震（平成28年4月）

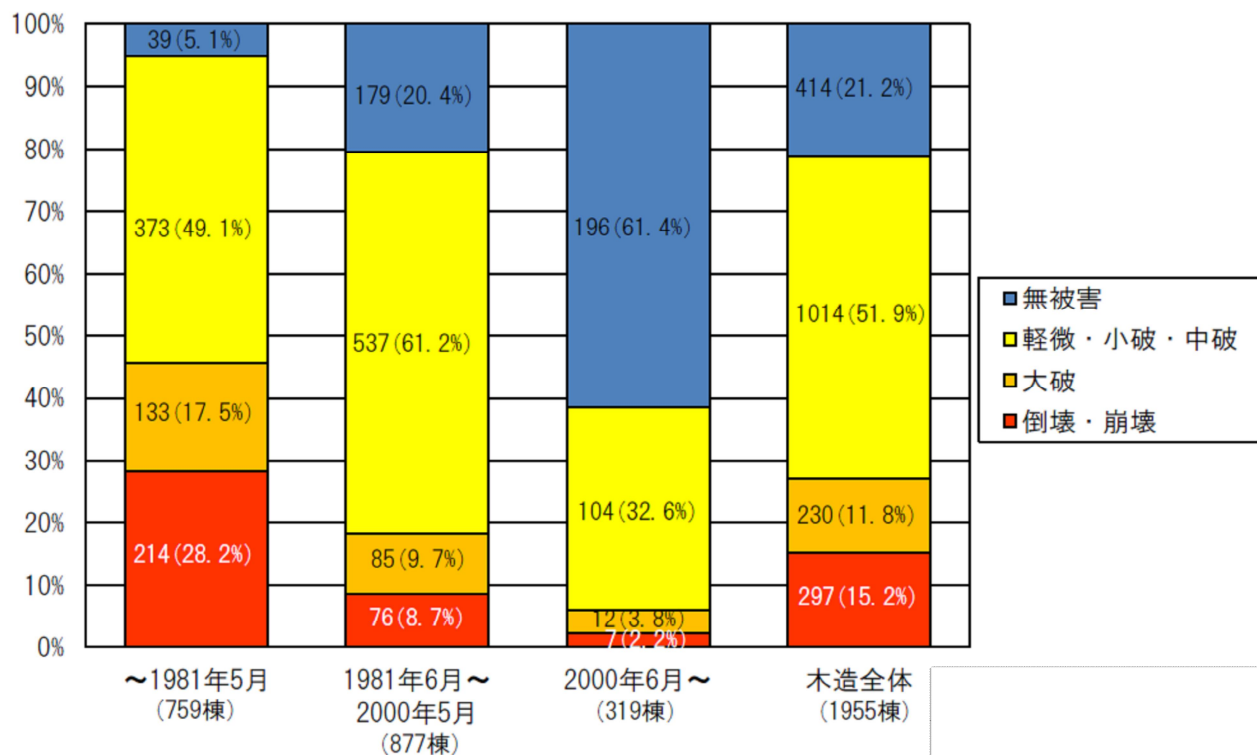
熊本県熊本地方において、平成28年4月14日および16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した^{しっかい}悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図1-2参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されており、この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されています。現在では、接合部の仕様等が明確化された平成12年以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

図2-2 学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況



資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による

(3) 大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）


大阪府北部において、平成 30 年 6 月 18 日、マグニチュード 6.1 の地震が発生し、大阪府市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測しました。地震による死者は 6 名で、うち 2 名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

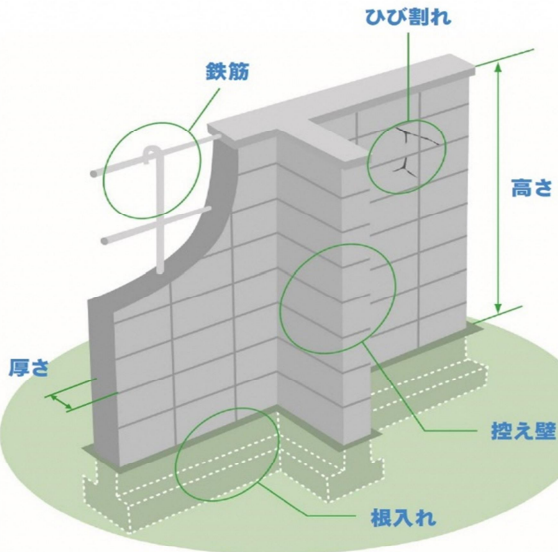
このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は、学校におけるブロック塀の安全点検等について取組みを促す通知を全国の教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和 53 年 6 月の宮城沖地震をはじめとして、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀が倒壊すると避難や救護活動のための道路を通行するのに支障をきたしたりしていることから、倒壊のおそれがあるブロック塀の安全確保対策が求められています。

図 2 - 3 ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

ブロック塀等の点検のチェックポイント

 国土交通省



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で 1～5 をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは 10cm 以上か。（塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが 1.2m 超の場合）
・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

(4) 能登半島地震（令和6年1月）

能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、2000年以前の新耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。

また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものとは比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

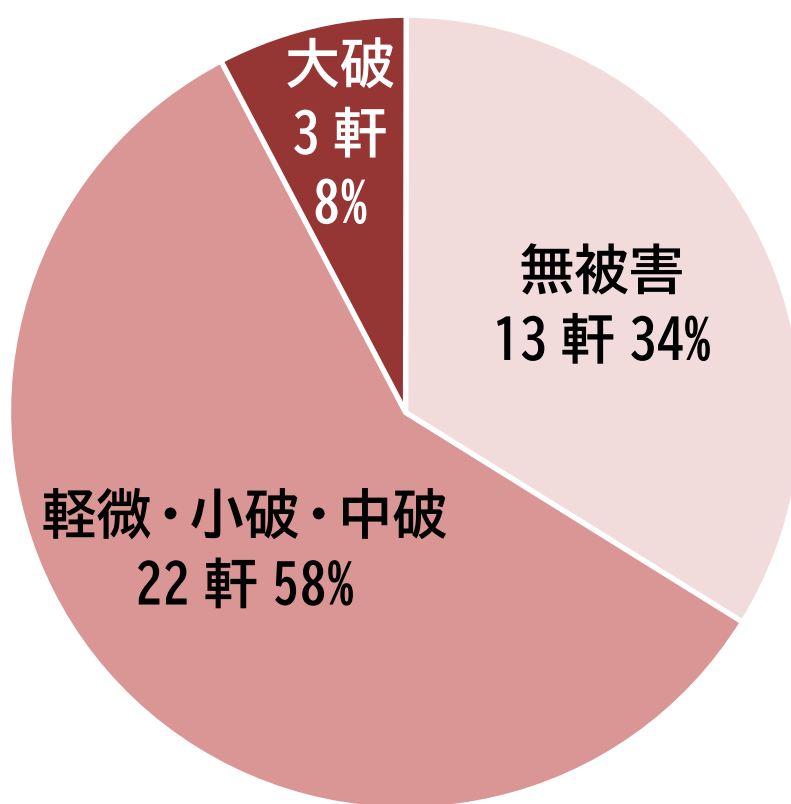


図 2-4：耐震改修を行った住宅の被害状況

（令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告をもとに作成）

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「耐震改修促進法」は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は「基本方針」を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、平成27年の住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、平成31年の改正法令により耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

3 本改正の背景

本計画の従前の計画である「邑楽町耐震改修促進計画（令和3年4月改定）」においては、令和7年度末までに住宅の耐震化率を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率の耐震化率を100%にすることを目標に掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、住宅のみ目標を達成し、多数の者が利用する建築物の目標達成には至りませんでした。

そこで、本計画ではさらに5年後の令和12年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、「住宅・建築物の所有者等」が地震対策の重要性を確実に認識できるような普及啓発の方法について検討し、これまで実施している支援策を「住宅・建築物の所有者等」や「耐震改修の担い手となる建築士や施工者等（プレイヤー）」が積極的に耐震改修や住宅建替に取り組みたくなるような内容の見直し等を行い、また地震による建築物等の倒壊から市民の生命と財産を守るために耐震化を促進します。

第3章 地震被害の想定

1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、JR八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

表3-1 過去の地震被害

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5強：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市・桐生市 ・伊勢崎市・沼田市 ・吉岡町・東吾妻町	住宅一部破損4棟

資料：『群馬県地域防災計画』（震災対策編(第1部 総則 第4節)）による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

2 県内の活断層

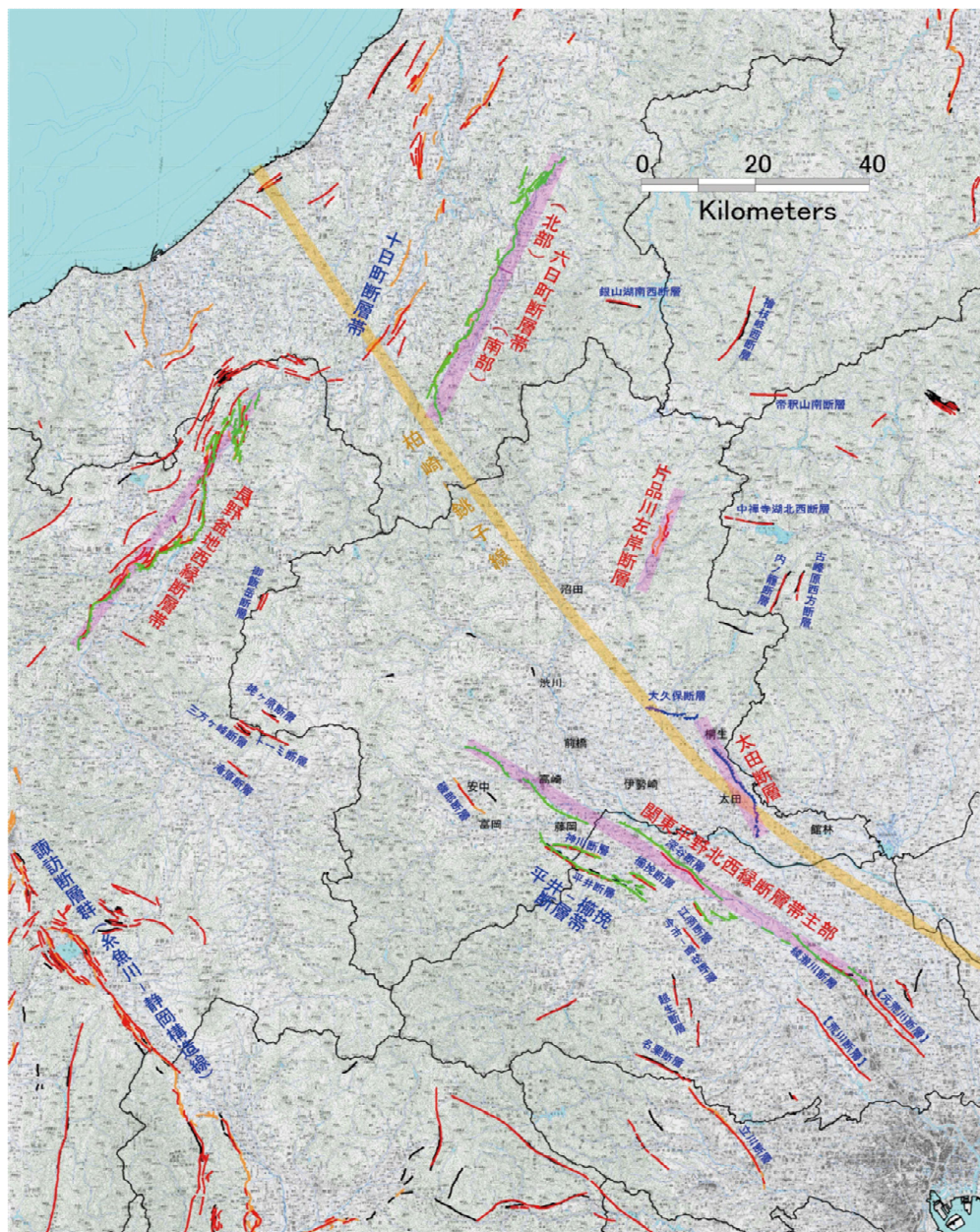
地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。

図3-1 群馬県内の構造線や活断層の分布



線種	断層名	出典
■	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層(1991)
■	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)
■	(推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)
■	関東平野北西縁断層帯主部 (平井一掃挽断層帯)	地震調査研究推進本部(2005)
■	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部(2001)
■	六日町断層帯	地震調査研究推進本部(2009)
■	大久保断層	松田ほか(1977)、熊原・近藤(2008)
■	太田断層	熊原・近藤(2009)
■	(柏崎-鏡子線)	

資料：群馬県地震被害想定調査*(平成24年6月 群馬県)

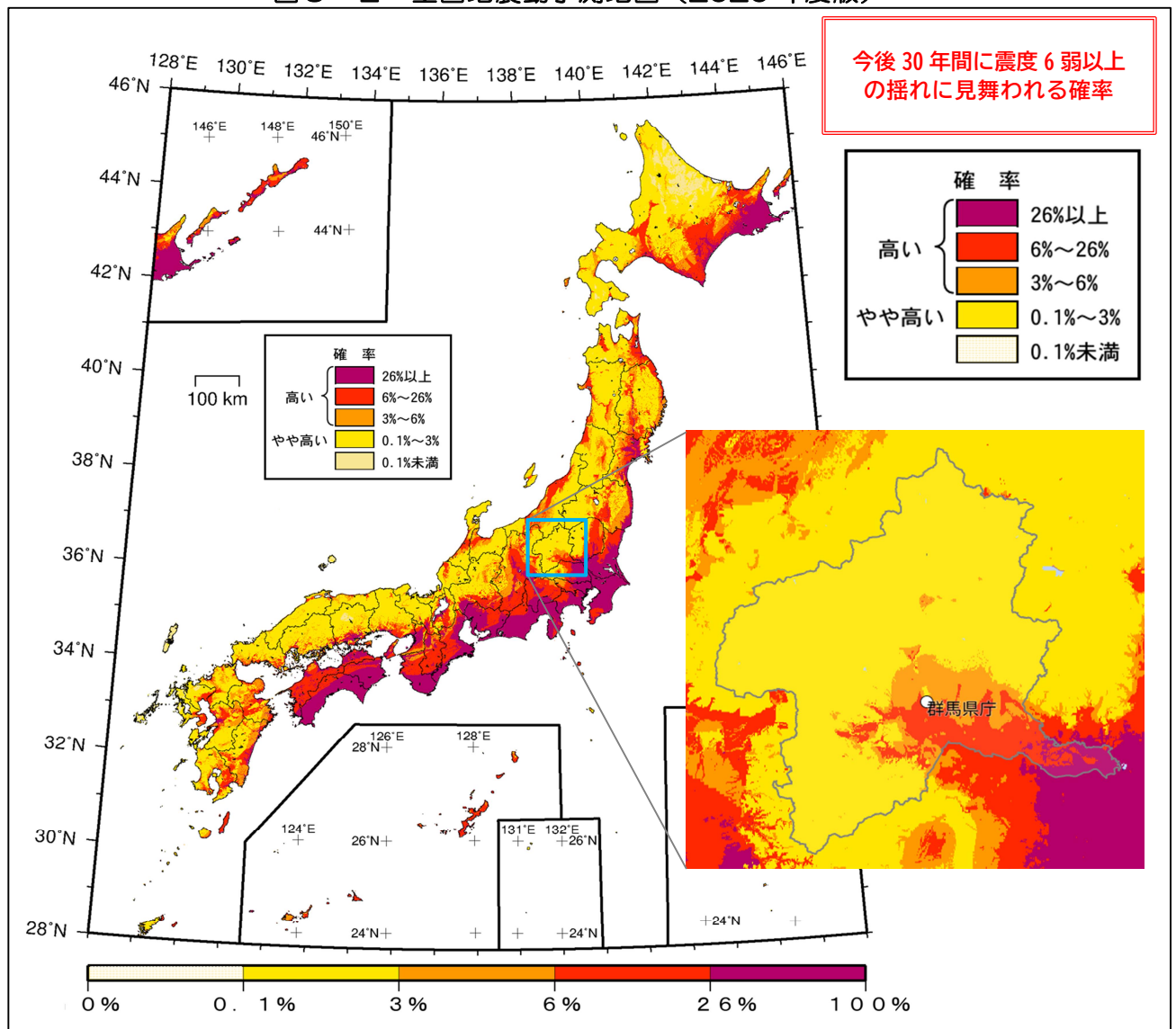
※群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して自然条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成23～24年度にかけて実施した調査。

3 地震動の予測

全国地震動予測地図^{※1}（2020年版）によると、県内において、今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、県南東部の一部地域では26%以上と非常に高く、県中央部から県南東部にかけての地域では26%～6%または6%～3%と高く、その他の地域では3%～0.1%とやや高くなっています。

※1：全国地震動予測地図：地震調査研究推進本部（地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するための組織）が、国民の防災意識の向上や効果的な地震防災対策を検討する上での基礎資料として活用されることを目的に作成・公表する、全国の地震動予測を可視化した地図。

図3-2 全国地震動予測地図（2020年度版）



資料：地震調査研究推進本部 地震調査委員会資料

4 邑楽町の地震被害想定

(1) 本町の被害概要(震度及び液状化)

本町に被害を及ぼすと考えられる地震について、県では平成24年6月に群馬県地震被害想定調査を公表しました。内容は以下のとおりです。

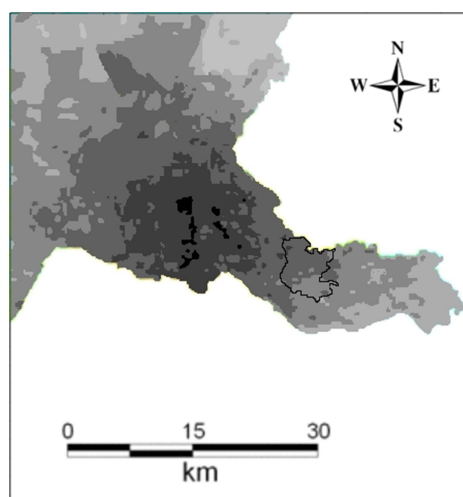
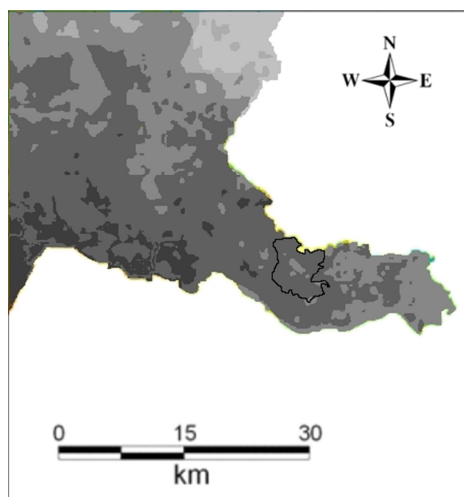
表3-2 想定地震ごとの被害想定

項目	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
震度	最大震度6強 町のほぼ全域で震度6弱、南部一部地域で震度6強	最大震度6強 町全体では震度5強から震度6弱、北部一部地域で震度6強	最大震度5弱 町のほぼ全域で震度4、東部一部地域で震度5弱
液状化	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	液状化の危険性は低い

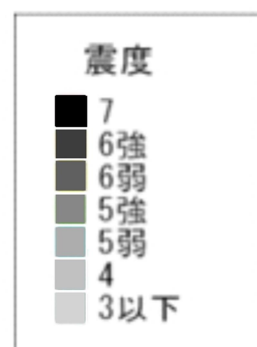
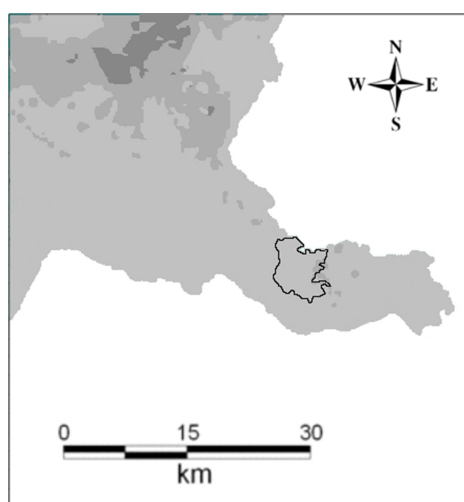
図3-3 想定地震ごとの震度図

【関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)】

【太田断層による地震(M7.1)】



【片品川左岸断層による地震(M7.0)】



第3章 地震被害の想定

(2) 物的・人的被害等の予測結果

被害の予測に当たっては、火災の被害は気象の発生時刻などの前提条件によって状況が大きくことなるため、季節と時間帯の条件を組み合わせた3つのケースで想定をしています。結果は以下のとおりです。

表3-3 想定地震ごとの被害想定

		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
物的被害	揺れ・液状化：全壊棟数	223 棟	179 棟	0 棟
	：半壊棟数	1,511 棟	1,223 棟	0 棟
	焼失棟数	0 棟	0 棟	0 棟
	：冬5時	0 棟	0 棟	0 棟
	：夏12時	0 棟	0 棟	0 棟
	：冬18時	5 棟	5 棟	0 棟
人的被害	死者	10 人	8 人	0 人
	：冬5時	10 人	6 人	0 人
	：夏12時	10 人	6 人	0 人
	：冬18時	170 人	139 人	0 人
	負傷者	154 人	111 人	0 人
	：冬5時	148 人	113 人	0 人
	：夏12時			0 人
：冬18時			0 人	
	避難者	9,225 人	7,005人	0 人

資料：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

第4章 耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

前計画では、住宅の耐震化率の目標を85%としていました。令和7年1月1日現在の固定資産税台帳上の家屋データ※を基に算出した結果、令和6年度での住宅の耐震化の現状は、耐震性がある住宅が8,199棟（85.1%）棟であるのに対し、耐震性がない住宅が1,430棟（14.9%）と推計されます。

表4 - 1：住宅の耐震化の現状（推計）

構造	昭和55年以前			昭和56年 以降の住宅 (イ)	計 (ウ)	耐震化率 ((ア) + (イ) / (ウ))
	耐震性なし	耐震性あり (ア)	小計			
木造	1,383	1,291	2,674	5,725	8,399	83.5%
非木造	47	92	139	1,091	1,230	96.2%
計	1,430	1,383	2,813	6,816	9,629	85.1%

※国の算出方法を準用して、固定資産税台帳上の数値より算出。

第4章 耐震化の現状と目標

(2) 住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率、住宅の建替えなどによる耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、本計画では住宅の耐震化率の目標を90%（県の方針に合わせ減災化した住戸を含む。）と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和12年度までの5年間に278棟の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表4-2：住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
85.1% (8,199 戸)	87.1% (8,448 戸)	90.0% (8,726 戸)	5年間で約278棟の耐震化及び減災化が必要

※カッコ内は、耐震性のある住宅数

図4-1：住宅の耐震化の現状と令和7年の見込みと目標

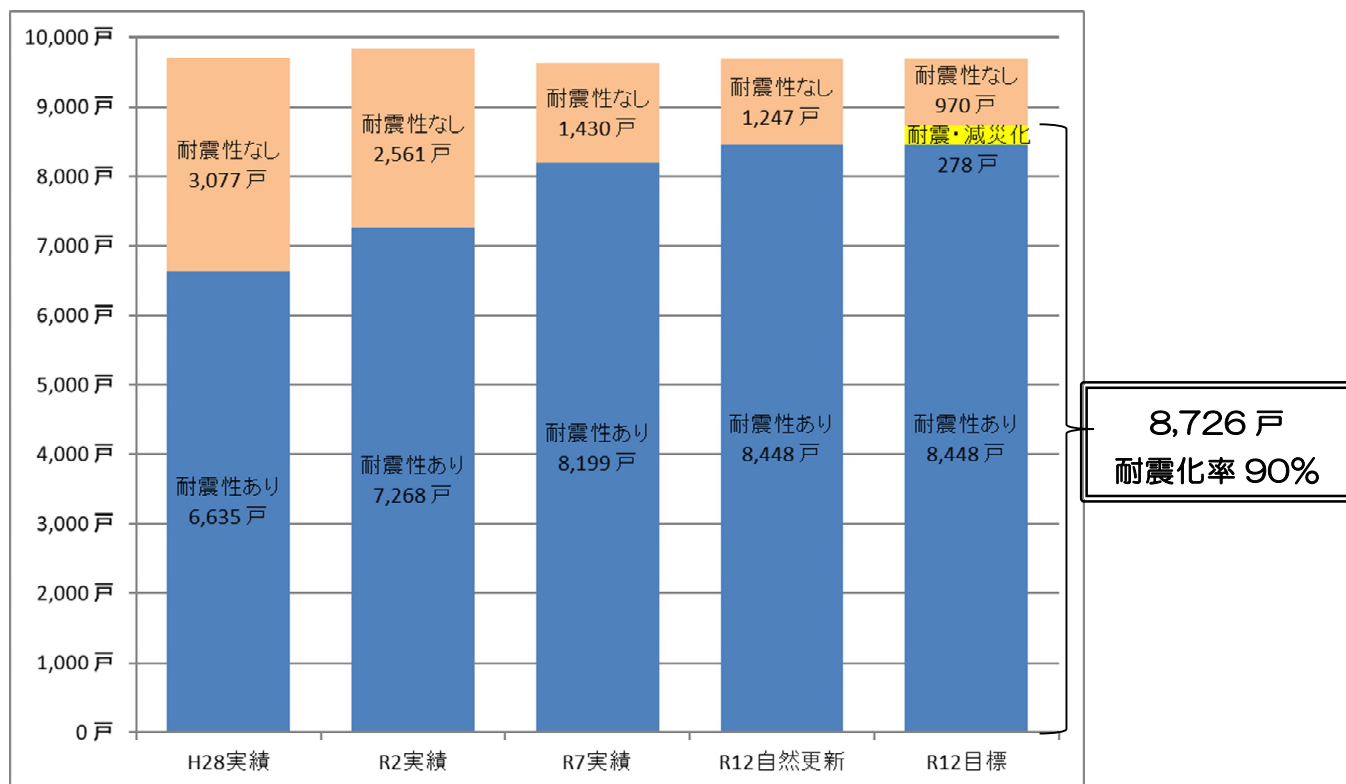


図4-2：令和12年度の耐震化及び減災化の目標戸数の内訳

耐震性あり (自然更新)	+	耐震・減災化	=	耐震化及び減災化住戸
8,448 戸		278 戸		8,726 戸

2 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

前計画では、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を100%としていました。令和7年3月31日現在での耐震化の状況は、総棟数が54棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が53棟で耐震化率は約98.2%となっています。公共建築物においては耐震化率が100%となっています。

表4-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

構造	昭和55年以前			昭和56年 以降 (イ)	計 (ウ)	耐震化率 (ア) + (イ) / (ウ)
	耐震性なし	耐震性あり (ア)	小計			
民間	1	1	2	28	30	96.7%
公共	0	10	10	14	24	100%
計	2	11	13	43	54	98.2%

第4章 耐震化の現状と目標

表4-4：公共における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

No.	名 称	用 途	耐震性の有無
1	邑楽町役場	事務所	○
2	邑楽町民体育館	体育館	○
3	邑楽町立中野幼稚園	幼稚園	○
4	邑楽町立中野東小学校	管理教室棟校舎	○
5	邑楽町立中野東小学校	特別教室棟校舎	○
6	邑楽町立中野東小学校	体育館	○
7	邑楽町立中野小学校	B棟校舎	○
8	邑楽町立中野小学校	C棟校舎	○
9	邑楽町立中野小学校	D棟校舎	○
10	邑楽町立中野小学校	体育館	○
11	邑楽町立長柄小学校	管理教室棟校舎	○
12	邑楽町立長柄小学校	教室棟校舎	○
13	邑楽町立長柄小学校	体育館	○
14	邑楽町立高島小学校	教室棟校舎	○
15	邑楽町立高島小学校	管理教室棟校舎	○
16	邑楽町立高島小学校	体育館	○
17	邑楽町立邑楽南中学校	管理教室棟校舎	○
18	邑楽町立邑楽南中学校	特別教室棟校舎	○
19	邑楽町立邑楽南中学校	体育館	○
20	邑楽町立邑楽中学校	校舎北棟	○
21	邑楽町立邑楽中学校	校舎 南棟	○
22	邑楽町立邑楽中学校	体育館	○
23	石打町営住宅A棟	共同住宅	○
24	石打町営住宅B棟	共同住宅	○

第4章 耐震化の現状と目標

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

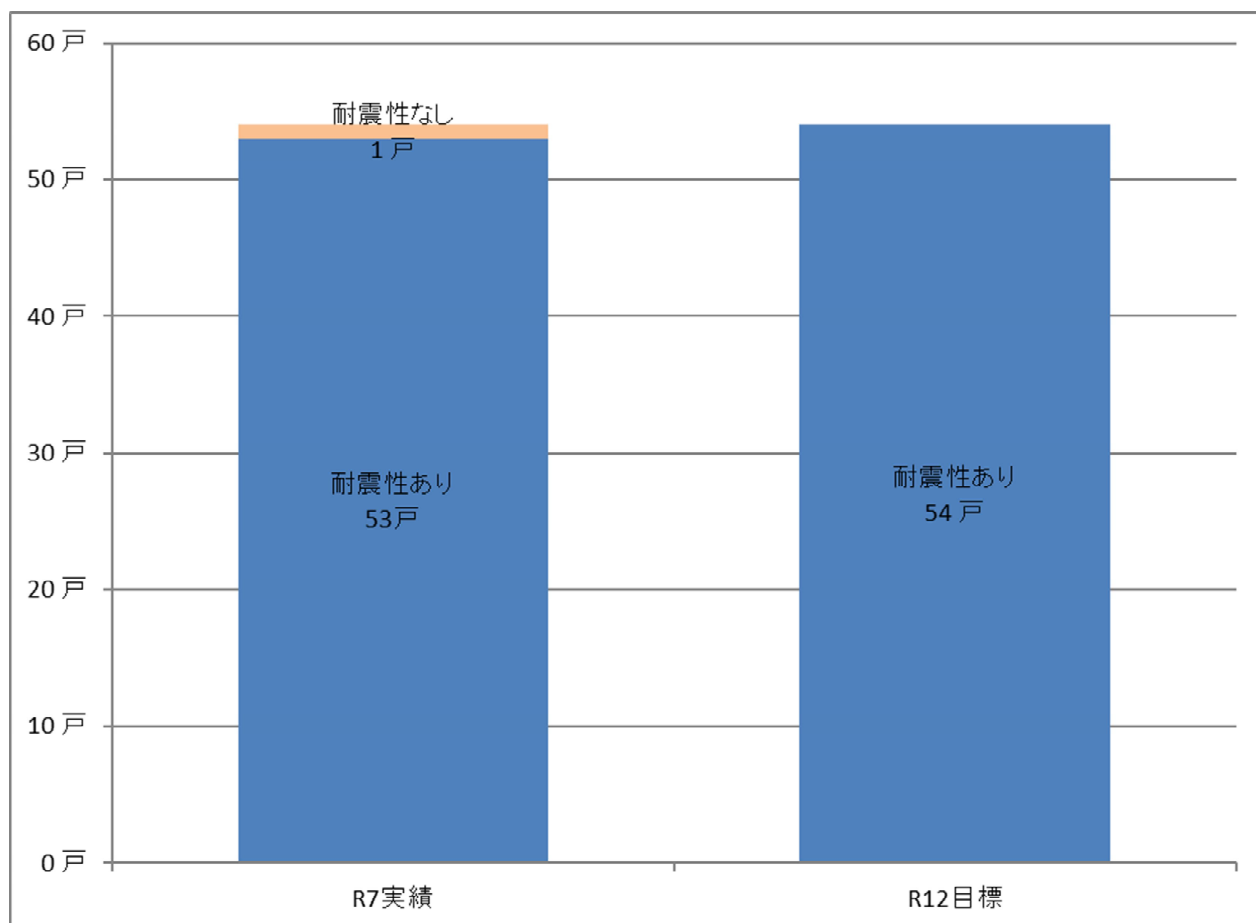
現状の耐震化率、耐震改修促進による見込を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を100%と設定します。目標を達成するためには、民間建築物の耐震改修を促進し、令和12年度までの5年間に1棟の耐震を図る必要があります。

表4-5：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率	耐震改修促進による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
98.2% (53棟)	100% (1棟)	100% (54棟)	5年間で1棟の耐震化が必要

() 内は、耐震性のある建築物数

図4-3：多数の者が利用する建築物の現状と目標



3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

災害時に多数の者の円滑な避難等に関わる主要な道路である緊急輸送道路を、県が9路線、町が10路線を指定しています。

また、県は令和2年4月1日において、東毛広域幹線道路（国道354号）を耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に、耐震診断義務付け道路を除く県指定の緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断等促進道路」という。）にそれぞれ指定しました。これにより避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、耐震診断の義務付け又は耐震化の努力義務が課せられました。

耐震診断義務付け道路である国道354号沿道には、一定以上の高さを有し、倒壊した場合に道路を閉塞してしまう建築物（以下「通行障害建築物」という。）は存在していませんが、それ以外の緊急輸送道路沿道には通行障害建築物が存在しており、その一部は耐震性が不明な建築物（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）となっています。

図4-4：通行障害建築物の対象及び緩和の要件

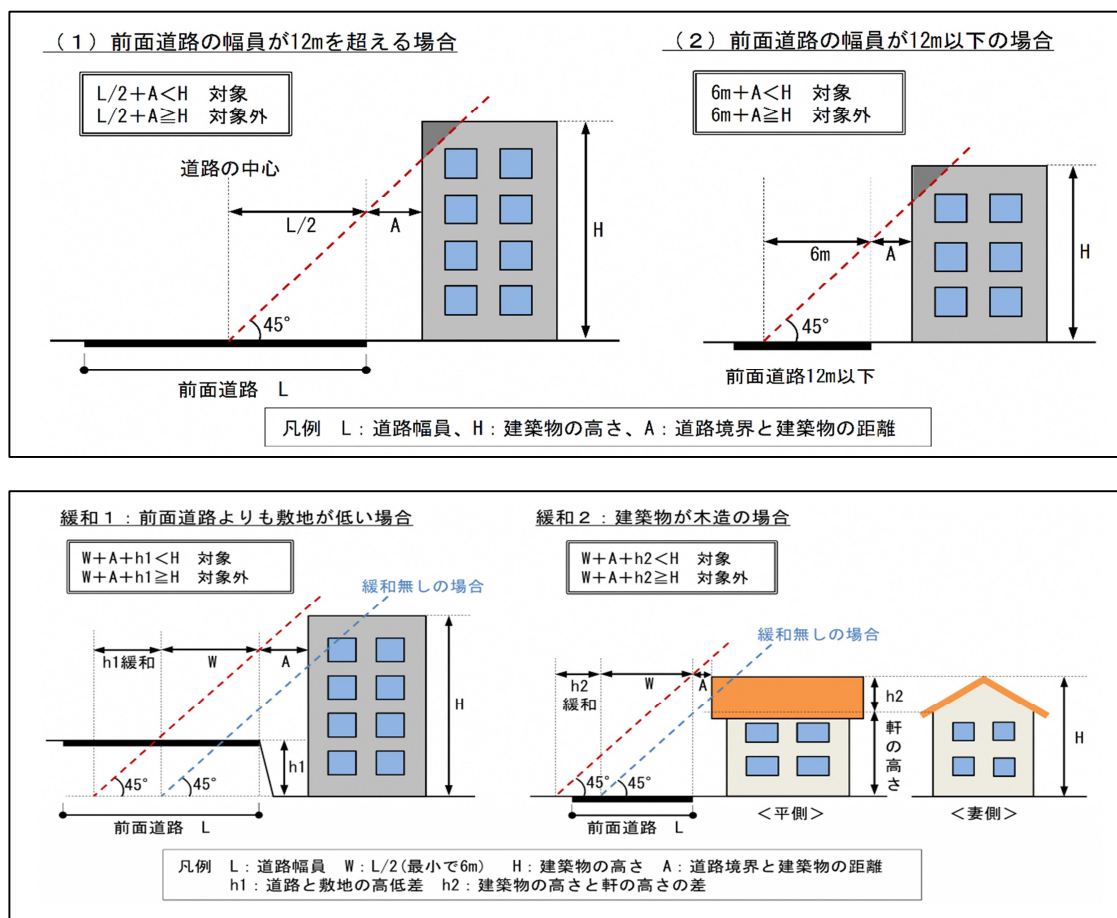
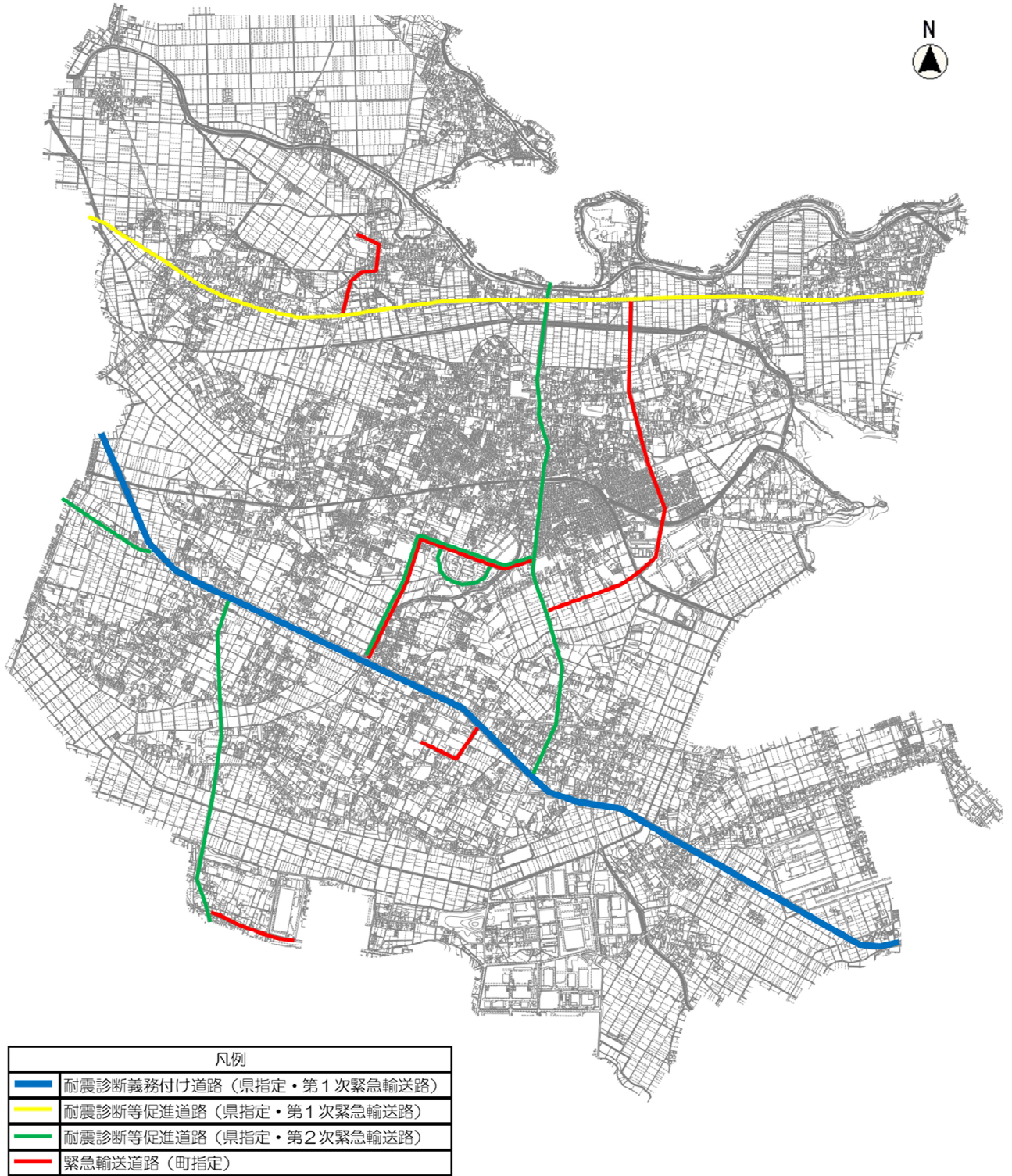


図4-5：緊急輸送道路等指定状況図



第4章 耐震化の現状と目標

表4-7：緊急輸送道路一覧

指定者	避難路種別	道路種別	路線名	区 間	
県	避難耐震診断義務付け道路	国道	354号	邑楽町内全線	
			122号	邑楽町内全線	
			142号	邑楽町内全線	
	耐震診断等促進道路	主要地方道	足利邑楽行田線	国道122号から国道354号線まで	
				国道122号から北	
		一般県道	赤岩足利線	国道354号から南	
			篠塚綿貴線	国道354号から西	
		一級町道	町道幹線5号線	足利邑楽行田線から町道幹線6号線まで	
			町道幹線6号線	国道354号から町道幹線5号線まで	
		その他町道	町道9-177号線	全線	
町	—	一般県道	赤岩足利線	国道122号から高島小入口交差点まで	
		一級町道	町道幹線5号線	足利邑楽行田線から町道幹線6号線まで	
			町道幹線6号線	国道354号から町道幹線5号線まで	
				赤岩足利線から町道15-71号線まで	
		二級町道	町道幹線14号線	赤岩足利線から高島小学校まで	
			町道幹線19号線	全線	
			町道幹線22号線	全線	
		その他町道	町道9-177号線	全線	
			町道12-9号線	町道12-61号線から青少年広場まで	
			町道12-61号線	国道354号から町道12-9号線まで	
			町道15-71号線	全線	

(2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

災害時において、緊急輸送道路の機能が損なわれないよう通行障害既存耐震不適格建築物の特定を進め、耐震性の有無や耐震診断及び耐震改修の実施状況等を把握し、その促進を図ります。

第5章 建築物の耐震化促進施策

1 住宅の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 広報紙、回覧板、パンフレット、ポスター及びホームページ等の様々な手段を通じて、耐震化の重要性や補助制度等についての情報発信を進めます。

イ 耐震性がないと見込まれる住宅所有者に対し、個別に通知を行い耐震診断の実施を促します。また重点的取組地域を抽出し、地震対策の重要性を周知するための「出前なんでも講座」等を県と共同により開催するなど、ターゲットを絞った住宅の耐震化の普及・啓発を進めます。

ウ 町や県、関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができるような環境の整備を進めます。

エ これまでの地震の被害と対策、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を示す地震防災マップ等について、県と協同により情報発信を行うことにより、住宅の所有者が地震防災対策を自らの問題として認識することができるよう普及・啓発を進めます。

表5 - 1 : 周知内容の事例 (平成 25 年耐震改修促進法改正関連)

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和 (改正法第 17 条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建蔽率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第 22 条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第 25 条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法 (建物の区分所有等に関する法律第 17 条) に規定する共用部分の変更決議が、3/4 以上から 1/2 超 (過半数) に緩和されました。

(2) 耐震改修の支援

ア 住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があるため、木造住宅耐震診断士派遣事業を活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。さらに、耐震診断から耐震改修に進むための訪問相談事業についても取組を進めます。

イ 住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、県と協調して木造住宅の耐震改修の補助を行います。

(3) 建替え・除却の促進

耐震性が低い住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えも促進するため除却に対する補助メニューの創設等を検討します。

さらに、耐震性が低い空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

(4) 専門家や事業者の人材育成等の促進

県では、県民が安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の要望に応えられるよう、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を平成21年度から毎年実施しています。

町としては、耐震改修事業者向け講習会を県と共同開催することにより耐震改修の担い手育成に取組みます。さらに参加事業者のリストを公表することにより、安心して耐震改修に取り組める環境を創出します。

(5) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

(6) アクションプログラムによる進捗状況の把握と適切な施策の実施

令和3年度に設定された邑楽町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、APという。）に基づき、耐震化を推進するための具体的な取組内容を実行することで目標達成目指します。APにより進捗状況を的確に把握し、適切な耐震化施策を実施します。

2 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主にその中で生活している人の生命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

しかし、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の生命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます

そのため、県で促進をする「減災化」による住宅の耐震化を促進する施策を検討します。

(1) 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断された場合、その中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的にいき、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 広報紙やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、所有者への情報発信を進めます。

イ 県との協働により、耐震性のない建築物の所有者に耐震診断の実施と改修等を促すなど、建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。

4 公共建築物の耐震化の促進

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

公共建築物における既存耐震不適格建築物について、利用状況や災害時の位置づけ、今後の活用方針等により優先度を評価し、耐震診断及び耐震改修を促進します。

表5 - 2：耐震化を積極的に推進する公共建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	対象建築物
I 耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 (防災拠点庁舎)	耐震性確認済み	役場庁舎 邑楽中学校舎の一部
II 特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	耐震性確認済み	町民体育館 邑楽南中学校舎 町内小学校舎 中野幼稚園舎 等
III 既存耐震不適格建築物 (構造が木造で階数が2以下かつ延床面積 500 m ² 以下、又は構造が木造以外で階数が1かつ延床面積 200 m ² 以下のものを除く)	公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。	町立集会所 福祉センター 武道館

(2) ブロック塀の耐震化の促進

大阪府北部地震の発生を受け、公共教育施設に付随するブロック塀の安全点検を平成30年度に実施しました。安全点検の結果、一部のブロック塀について安全性が認められなかったため改修工事を実施しています。一度安全性が確認されたブロック塀であっても経年等による強度の劣化も想定されるため、定期的な点検を実施していきます。

5 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進

耐震診断義務付け道路沿道には通行障害建築物は存在しませんが、耐震診断等促進道路及び町指定の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物について特定を進め、その所有者等に対し、法の規定により耐震化の努力義務があることや耐震診断や耐震改修の必要性について普及・啓発する取組を進めます。

また、アンケート調査を実施することにより、耐震診断や耐震改修の実施状況や所有者の意向等の把握に努めます。

6 空き家の耐震化

(1) 空き家の増加

行政区の協力のもと令和5年に実施した空き家調査によると、本町の住宅の空き家数は334戸となっています。今後は人口推計に基づくと世帯数が減少するため、空き家が増加するものと考えられます。

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を耐震改修又は除却することによって、地震被害を軽減することが必要です。

(2) 空き家の施策との連携

地方創生への取組を推進するひとつの方策としての空き家のリノベーションによる定住促進など、既存ストックの活用が考えられます。

近年では、県と町が連携して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取組（群馬県空き家活用・住みかえ支援事業）を進めています。マイホーム借上げ制度では、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前の耐震基準が適用されている住宅に対して、原則として耐震診断の実施が必要であり、耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅については、耐震改修の実施を要件としています。

さらに、群馬県空き家活用・住みかえ支援事業では、相談窓口の充実や専門家のサポート体制を整備し、空き家の活用や住みかえを推進しています。住みかえる人のニーズに合わせて、空き家の増加を抑制する効果を目的としています。

一方、老朽化した空き家については、地震による倒壊により災害の原因になることが予想されます。空き家を適正な管理や除却等により、地域の安全性等の確保に努めます。

7 ブロック塀等の耐震化等

(1) ブロック塀の危険性と安全点検ポイントの周知徹底

災害時におけるブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したリーフレット等を回覧等することにより、所有者等による安全点検や危険なブロック塀等の安全対策の実施を促進します。

また、令和6年度に創設した危険ブロック塀等除却補助金の周知をし、災害時に倒壊のおそれのある避難路（※）沿道等のブロック塀等の除却についても促進します。

※住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法第42条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係わる避難路）

(2) 安全パトロールの実施

主に通学路等の沿道のブロック塀等について安全パトロールを実施し、危険なブロック塀等の所有者への注意喚起に取り組みます。

8 その他の安全対策

(1) エレベーター等の防災対策

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

町としては、広報紙やパンフレットにより地震時のリスクや閉じ込められた場合の対処方法等について周知していきます。

(2) 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

町としては、広報紙やパンフレットにより地震時のリスクや改修方法等について周知していきます。

(3) 県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等への協力

特定行政庁である県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等について、適切な対応が迅速にとられるよう、町からも働きかけを実施するなどの協力を実施していきます。

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組ことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

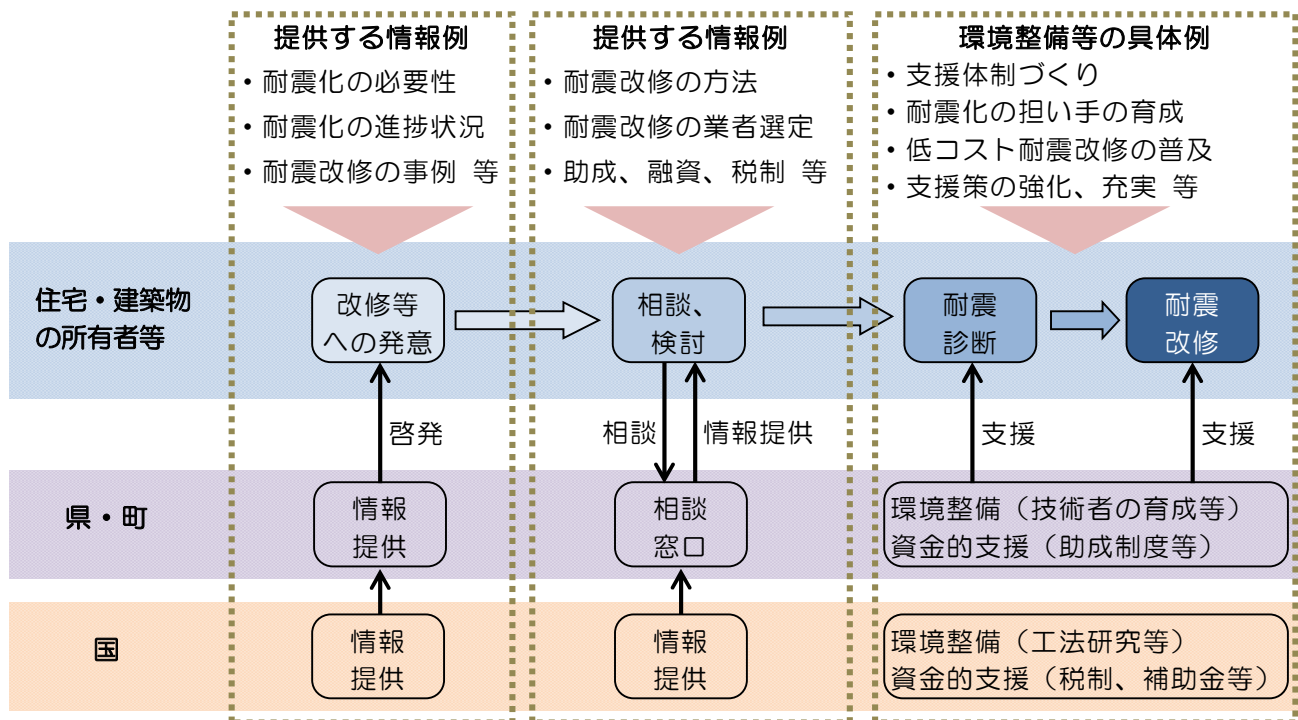
② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化の担い手として活躍できるようにします。

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化の担い手として活躍できる（活躍したくなる）ように環境整備を図ります。

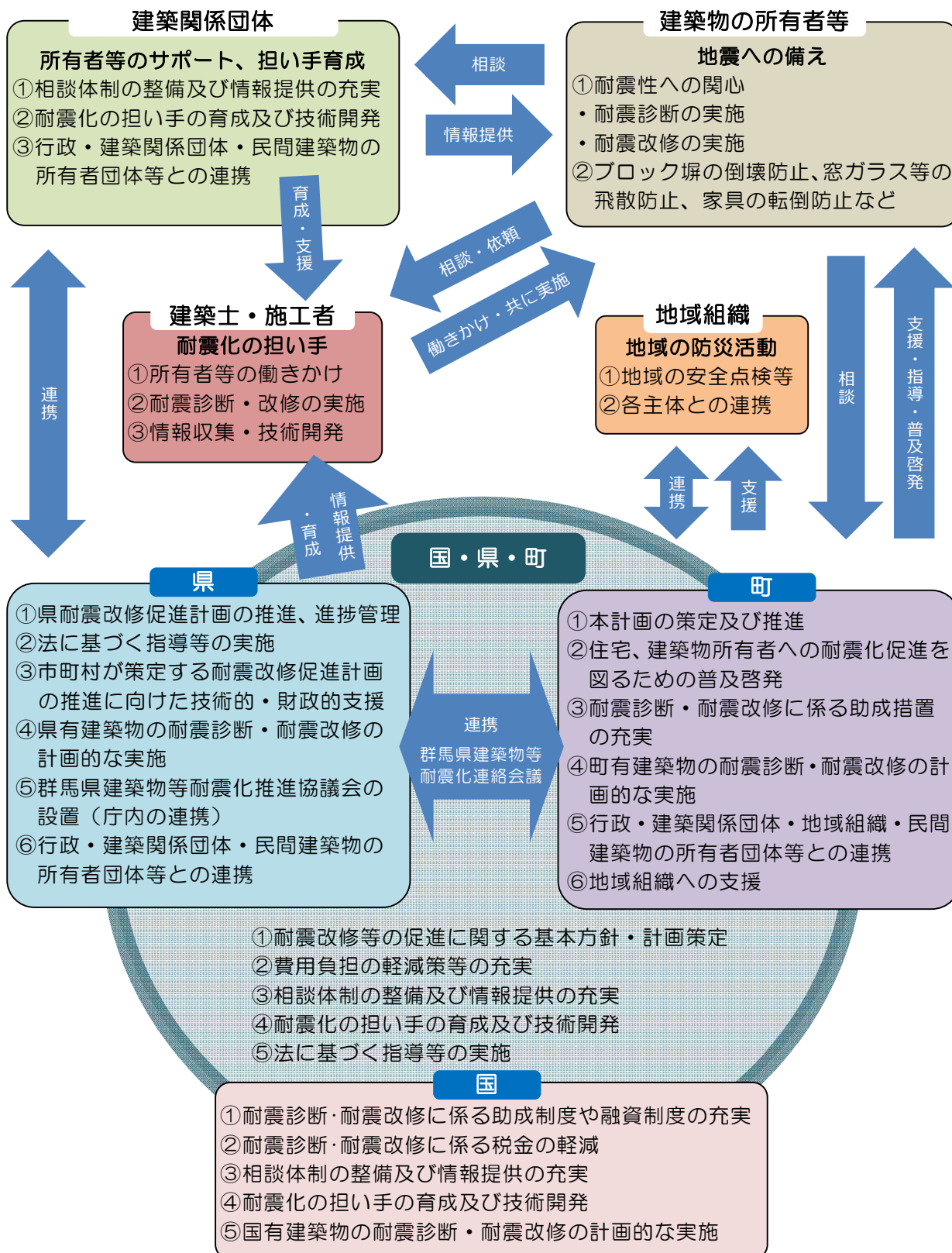
図6-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ



(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、町及び建築関係団体や建築士・施工者及び地域組織は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

図6-2：役割分担のイメージ



第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

(3) 県との連携強化

建築物の所有者等が耐震化の取組を安心して実施できるように、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

また、耐震化を促進するために県との役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、県が設置する群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※に参加し、本計画の円滑な実施を推進します。

※群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、町は県とともに自治会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

発行 邑楽町役場建設環境課（令和8年4月）
住所 〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地1
電話 0276-88-5511